

令和2年度 4月補正（専決処分）の概要

一般会計補正予算（第1号）

1 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等に直面するテナント事業者にとって、賃料は経営上の大きな負担となっており、今後実施が予定されている国等の給付金を活用しても申請から入金まで一定の期間を要すると見込まれることから、緊急的に店舗等の賃料を対象とした「つなぎ資金」の貸付制度を創設する。

なお、経費の執行にあたっては、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、この補正予算は、地方自治法第179条の規定に基づく専決処分を行う。

2 補正予算の規模

（単位：千円）

| 現在予算額 | 補正予算額 | 補正後予算額 |
|-------------|---------|-------------|
| 209,650,000 | 403,000 | 210,053,000 |

3 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|-----|---------|-----|---------|
| 款 | 補正予算額 | 款 | 補正予算額 |
| 繰入金 | 3,000 | 商工費 | 403,000 |
| 諸収入 | 400,000 | | |
| 合 計 | 403,000 | 合 計 | 403,000 |

4 費目別事業概要等

商工費

403,000 千円

テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金関係事業費

403,000 千円

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等となったテナント事業者向けに賃料を対象とした緊急つなぎ資金の貸付けを行う。